

お客さま各位

令和6年10月
株式会社清水銀行

印鑑レスでの「預金口座振替依頼書」の取扱拡大について

平素は、清水銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

清水銀行では、税公金等の納付にかかる社会的コストの削減や地域社会のデジタル化の推進を目的として、静岡県内一部自治体の「預金口座振替依頼書」について、お届印押印を不要とする印鑑レスでの取扱いを行っております。

今般、取扱対象となる自治体を拡大すると同時に、静岡県内自治体共通の「預金口座振替依頼書」による取扱いを開始いたしますので、お知らせいたします。

1. 取扱開始日

令和6年10月25日（金）

2. 取扱内容

(1) 印鑑レスによる「預金口座振替依頼書」対象自治体の拡大

静岡市、清水町

（従来からの対象自治体）

島田市、掛川市、藤枝市、袋井市、裾野市、菊川市

上記の自治体においては、各自治体制定の「預金口座振替依頼書」を印鑑レスで受付いたします。

(2) 印鑑レスによる「預金口座振替依頼書」共通書式の取扱い開始

島田市、藤枝市、袋井市、裾野市、清水町

上記の自治体においては、弊行備え付けの「預金口座振替依頼書兼届出書（静岡県内共通書式）」にご記入いただくことで、印鑑レスで口座振替依頼手続きが可能となります。

3. 本取組の背景

店頭での税公金等の納付の際に預金口座振替の手続を希望されるお客さまにおいて、お届印をお持ちでない場合、預金口座振替等の手続きが行えず、あらためてご来店いただくなど、ご負担をおかけしてまいりました。

こうした状況を踏まえ、静岡県内の自治体および金融機関で組織された「静岡県税公金等電子納付推進研究会」において、お客さまの利便性向上及び手続の簡素化を図るため、印鑑レスで手続きが可能となる「預金口座振替依頼書」の取扱を検討し、推進に取り組んでおります。

今後も、引き続き、お客さまの利便性向上および収納業務効率化に資する検討を継続してまいります。

<本件お問い合わせ先>
株式会社清水銀行
事務部 山本
054-363-6111